

定期提出書類の手引き（公益法人編） の改訂に即した別表Hの作成

令和4年3月

宮城県総務部 私学・公益法人課

◎ 「定期提出書類の手引き（公益法人編）」 の改訂について	3
◎ 別表Hについて	4
◎ 手引き改訂の経緯／改訂内容	5
◎ 改訂手引に即した別表Hの作成手順	8
◎ 時価法財産を反映していない法人について	15



◎ 「定期提出書類の手引き（公益法人編）」の改訂について

- ◆ 事業報告書のうち別表Hの作成方法の変更に伴い、令和3年6月18日に改訂。
- ◆ 当該資料では、「改訂手引き」に即した別表Hの作成方法について説明いたします。

『改訂手引きはこちらをクリックしてください。(別ブラウザでページを開きます。)]』

定期提出書類の手引き

公益法人 編

(事業計画書、事業報告等を提出する場合)

内閣府 / 都道府県

この手引きは、令和3年6月18日現在のもので、

使用に際しては、下記にて最新版の有無をご確認ください。

<https://www.koeki-info.go.jp/>

○ 説明等の追加・修正を行ったもの		
修正日	ページ	追加・修正内容
	55	①「定款等の定めにより公益目的事業財産となった額」欄 ・○から始まる2つの説明を(ア)、(イ)及び(ウ)から始まる3つの説明に変更。 ・例1を新設。「…及び他会計振替していなくても公益目的事業の経費等に費消した場合は、その財産の合計額。」を追加。 ・従来の例1を例2に変更。 ・従来の例2を例3に変更。「公益法人となった場合」⇒「公益社団・財団法人となった場合」に変更。
R3.6.18		②「公益目的保有財産の運用益等」欄 ・ただし書きの箇所を次のとおり変更。 「その際、時価法を適用する金融資産を公益目的保有財産としている場合の時価評価益については、公益認定が取り消された場合等に一括して計算しますので毎年度の記載は不要です。 ただし、取得時の価額等の記録は保存するなどして、時価評価益を一括して適切に計算できるようにしてください。 なお、実際の取消しなどを待たずに、これまでの時価評価損益を直近の時点で適切に計算し、その後は、毎年度の時価評価損益を記載する方法(時価法を適用する金融資産に関する措置)をとることも可能です。その場合、別表H(1)の1欄の横にあるチェックボックスに「レ」を記載してください。」
	58	④「公益目的保有財産に生じた費用及び損失」欄 ・なお書きの箇所を次のとおり変更。 「その際、時価法を適用する金融資産を公益目的保有財産としている場合の時価評価損については、公益認定が取り消された場合等に一括して計算しますので毎年度の記載は不要です。 ただし、取得時の価額等の記録は保存するなどして、時価評価損を一括して適切に計算できるようにしてください。 なお、実際の取消しなどを待たずに、これまでの時価評価損益を直近の時点で適切に計算し、その後は、毎年度の時価評価損益を記載する方法(時価法を適用する金融資産に関する措置)をとることも可能です。その場合、別表H(1)の1欄の横にあるチェックボックスに「レ」を記載してください。」
		≪参考≫公益目的事業財産について ・「…整理することができます(公益認定等ガイドラインp.23、…)」⇒「…整理することができます(公益認定等ガイドラインI 17. (4)、…)」に変更。

◎ 別表Hについて

◆ 公益認定の取消時に必要な「公益目的取得財産残額」を計算するための様式

別表H(1)における計算方法

今回の改訂箇所です！

1. 公益目的増減差額																													
当該事業年度末日の公益目的増減差額(2欄+14欄-20欄)	1																												
<small>時価法を適用する金融資産に対して、時価評価を反映した差額の増減を前欄において行っている場合は「0」と記載します。</small>																													
<small>時価法を適用する金融資産を公益目的保有財産として保有している場合、公益認定取消し等の際には上記1欄の数字に、当該資産の取得時の価額(公益認定時の時価)と当該事業年度末の時価との差額を加減したものが当該事業年度末日の公益目的増減差額となります。なお、時価法を適用する公益目的保有財産を保有せずに1欄がマイナスとなる場合は、3欄から13欄に記載漏れ等の可能性があります。</small>																													
前事業年度の末日の公益目的増減差額	2																												
<table border="1"> <tr> <th colspan="2">当該事業年度に増加した公益目的事業財産</th> </tr> <tr> <td>計損(計上)の数値</td> <td></td> </tr> <tr> <td>寄付を受けた財産の額</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>交付を受けた補助金等</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>公益目的事業に係る対価収入</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>収益事業等から生じた利益のうち公益目的事業財産に繰り入れた額</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>社員が支払った経費の額【公益社団法人のみ記入】</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>公益目的保有財産の運用益等(5欄に参入した額を除く)</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>公益目的事業に係る引当金の取崩額</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>公益目的保有財産に係る調整額(22欄-21欄)(マイナスの場合は等)</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>合併により承継した他の公益法人の公益目的取得財産残額</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>認定等の日前に取得した不可欠特定財産の帳簿価額の増加額</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>3欄~12欄の他、定款等の定めにより公益目的事業財産となった額</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>当該事業年度に増加した公益目的事業財産の合計額(3欄~13欄の合計)</td> <td>14</td> </tr> </table>		当該事業年度に増加した公益目的事業財産		計損(計上)の数値		寄付を受けた財産の額	3	交付を受けた補助金等	4	公益目的事業に係る対価収入	5	収益事業等から生じた利益のうち公益目的事業財産に繰り入れた額	6	社員が支払った経費の額【公益社団法人のみ記入】	7	公益目的保有財産の運用益等(5欄に参入した額を除く)	8	公益目的事業に係る引当金の取崩額	9	公益目的保有財産に係る調整額(22欄-21欄)(マイナスの場合は等)	10	合併により承継した他の公益法人の公益目的取得財産残額	11	認定等の日前に取得した不可欠特定財産の帳簿価額の増加額	12	3欄~12欄の他、定款等の定めにより公益目的事業財産となった額	13	当該事業年度に増加した公益目的事業財産の合計額(3欄~13欄の合計)	14
当該事業年度に増加した公益目的事業財産																													
計損(計上)の数値																													
寄付を受けた財産の額	3																												
交付を受けた補助金等	4																												
公益目的事業に係る対価収入	5																												
収益事業等から生じた利益のうち公益目的事業財産に繰り入れた額	6																												
社員が支払った経費の額【公益社団法人のみ記入】	7																												
公益目的保有財産の運用益等(5欄に参入した額を除く)	8																												
公益目的事業に係る引当金の取崩額	9																												
公益目的保有財産に係る調整額(22欄-21欄)(マイナスの場合は等)	10																												
合併により承継した他の公益法人の公益目的取得財産残額	11																												
認定等の日前に取得した不可欠特定財産の帳簿価額の増加額	12																												
3欄~12欄の他、定款等の定めにより公益目的事業財産となった額	13																												
当該事業年度に増加した公益目的事業財産の合計額(3欄~13欄の合計)	14																												
<table border="1"> <tr> <th colspan="2">当該事業年度の公益目的事業費等</th> </tr> <tr> <td>計損(計上)の数値</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公益目的事業費の額</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>15欄の他、公益目的保有財産に生じた費用及び損失の額</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>15欄、16欄の他、公益目的事業の実施に伴って生じた経常外費用の額</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>15欄~17欄の他、他の公益法人の公益目的事業のために寄附した財産の価額</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>公益目的保有財産に係る調整額(21欄-22欄)(マイナスの場合は等)</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>当該事業年度の公益目的事業費等の合計額(15欄~19欄の合計)</td> <td>20</td> </tr> </table>		当該事業年度の公益目的事業費等		計損(計上)の数値		公益目的事業費の額	15	15欄の他、公益目的保有財産に生じた費用及び損失の額	16	15欄、16欄の他、公益目的事業の実施に伴って生じた経常外費用の額	17	15欄~17欄の他、他の公益法人の公益目的事業のために寄附した財産の価額	18	公益目的保有財産に係る調整額(21欄-22欄)(マイナスの場合は等)	19	当該事業年度の公益目的事業費等の合計額(15欄~19欄の合計)	20												
当該事業年度の公益目的事業費等																													
計損(計上)の数値																													
公益目的事業費の額	15																												
15欄の他、公益目的保有財産に生じた費用及び損失の額	16																												
15欄、16欄の他、公益目的事業の実施に伴って生じた経常外費用の額	17																												
15欄~17欄の他、他の公益法人の公益目的事業のために寄附した財産の価額	18																												
公益目的保有財産に係る調整額(21欄-22欄)(マイナスの場合は等)	19																												
当該事業年度の公益目的事業費等の合計額(15欄~19欄の合計)	20																												
2. 公益目的保有財産																													
当該事業年度末日における公益目的保有財産の帳簿価額の合計額(別表C(2)A)	21																												
<table border="1"> <tr> <td>前事業年度末日における公益目的保有財産の帳簿価額の合計額</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>うち認定等の日前に取得した不可欠特定財産の帳簿価額の合計額</td> <td>23</td> </tr> </table>		前事業年度末日における公益目的保有財産の帳簿価額の合計額	22	うち認定等の日前に取得した不可欠特定財産の帳簿価額の合計額	23																								
前事業年度末日における公益目的保有財産の帳簿価額の合計額	22																												
うち認定等の日前に取得した不可欠特定財産の帳簿価額の合計額	23																												
3. 公益目的取得財産残額																													
当該事業年度末日における公益目的取得財産残額(1欄+21欄)	24																												

公益目的増減差額 (1 欄)

+

公益目的保有財産 (2 1 欄)

||

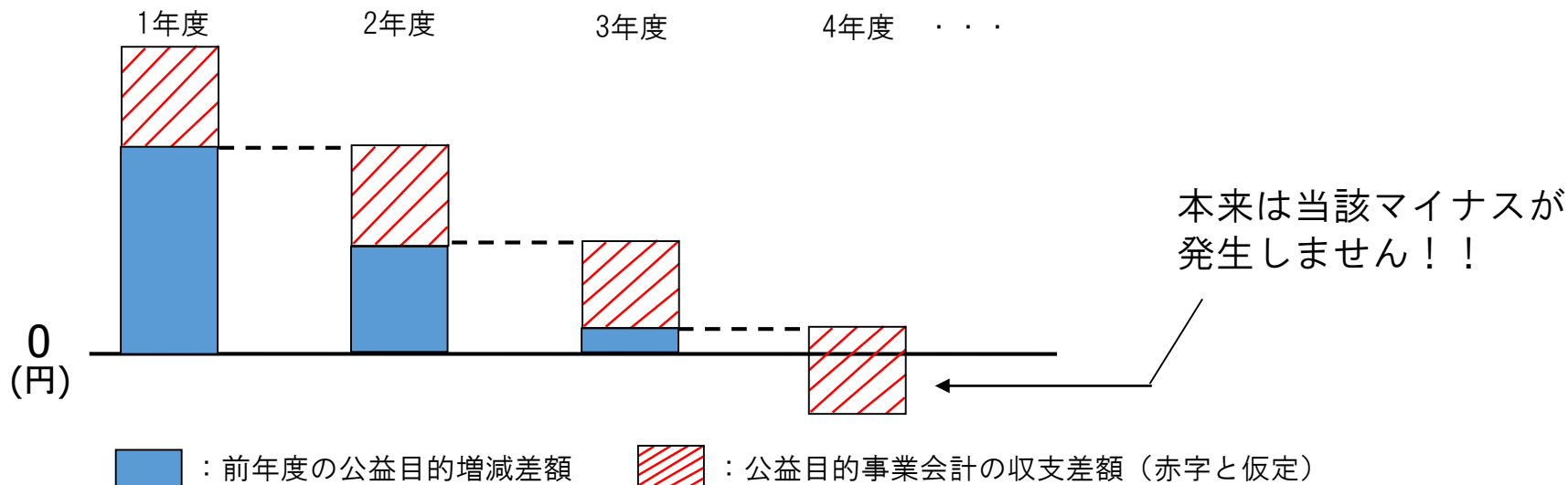
公益目的取得財産残額 (2 4 欄)

◎ 手引き改訂の経緯について

これまでの公益目的増減差額（1欄）の計算方法

$$\text{前年度の公益目的増減差額（2欄）} + \text{年度中の公益目的事業会計の収支差額} \\ \text{『収入(3～13欄) - 費用(15～19欄)』}$$

公益目的事業会計の収支差額は、収支相償基準を満たすため赤字になることが多く、上記計算では赤字が累積すると、いずれ公益目的増減差額（1欄）はマイナスとなる。しかし、本来は公益目的増減差額（1欄）が「マイナス」とはなりません。



マイナスにならない理由

- ◆ 改訂前の計算は、「①」及び「②」の額が含まれていませんでした。

① 公益目的事業会計が赤字となった際に、法人会計等から補てんし、費消されている財産の額（正味財産増減計算書に表示していないもの）

- ・ 当該△250,000円が公益目的事業会計の赤字です。
- ・ 当該赤字分の補てん額を正味財産増減計算書内訳表のうち他会計振替に表示していない場合も、実際は、法人会計等から公益目的事業に補てんとして資金が投入され費消されています。
- ・ これまで、当該補てん額が別表Hに加算されていませんでした。

正味財産増減計算書内訳表
(令和●年●月●日から令和●年●月●日まで)

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計 公1	収益事業等会計 収1	法人会計	合計
I一般正味財産増減の部				
1.経常増減の部				
(1)経常収益				
①基本財産運用益				
基本財産受取利息	200,000	200,000	600,000	1,000,000
(省略)				
経常収益計	200,000	200,000	600,000	1,000,000
(2)経常費用				
事業費				
役員報酬	100,000			100,000
給料手当	500,000	50,000		550,000
(省略)				
経常費用計	600,000	50,000	200,000	850,000
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 400,000	150,000	400,000	150,000
評価損益等計	0	0	0	0
当期経常増減額	△ 400,000	150,000	400,000	150,000
2.経常外増減の部				
(省略)				
他会計振替額	150,000	△ 150,000	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 250,000	0	400,000	150,000

② 公益目的事業に充てている，控除対象財産のうち3～6号財産の額

別表C(2)の公益目的の3～6に該当する財産。

3号財産	資産取得資金
4号財産	特定費用準備資金
5号財産	寄附等で受け入れ，寄附者の使途に従い使用している資産。
6号財産	寄附等で受け入れ，寄附者の使途に充てるため保有している資産。

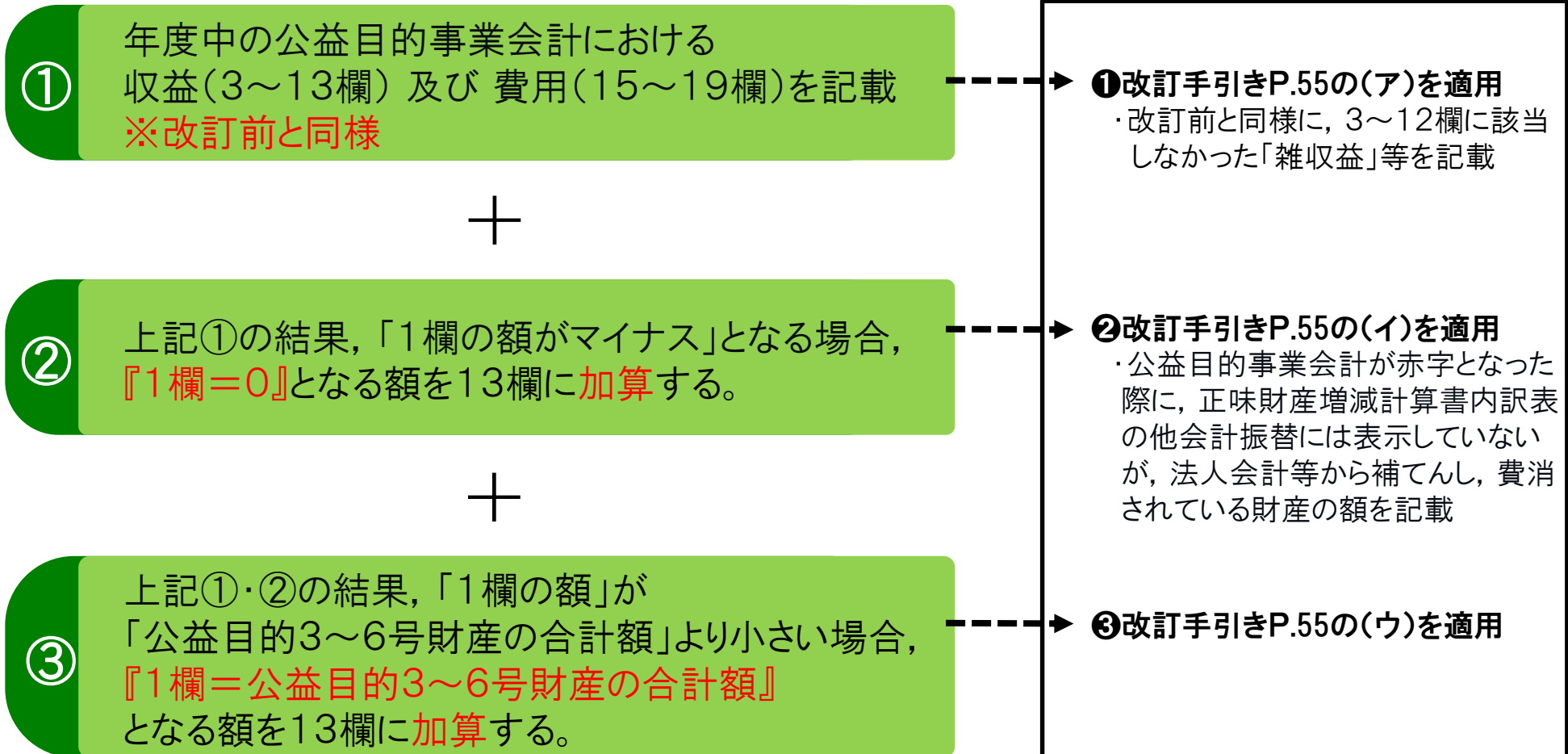
これまで，当該財産額が別表Hに加算されていませんでした。

◎ 改訂内容

◆ 「①」及び「②」の額を「**別表H(1) 13欄**」に加算するよう明記されました。

- ・ 改訂箇所：**手引きP. 55**，別表H(1) **13欄**の内容を説明する『f』
- ・ 改定内容の詳細は手引きを参照してください。また，手引きP. 58も改訂されましたが，今回は省略しています。

◎ 改訂手引きに即した別表Hの作成手順



◎ 改訂手続きに即した別表Hの作成手順

次ページ以降の作成手順は、下記A及びBに該当する法人をもとにしています。
 (Cに該当する法人は「P.15・16」も確認の上作成してください。)

※時価法財産：「『時価法』を適用する投資有価証券等（「公益目的保有財産」に位置付け）」の略

- A 時価法財産を保有していない法人
- B 時価法財産を保有しており、**その時価評価を別表Hに『加算している』**法人
- C 時価法財産を保有しており、**その時価評価を別表Hに『加算していない』**法人

BとCの違いについて

時価法かつ公益目的保有財産
 (別表C(2)の1))として保有
 している投資有価証券について

その評価損益を

別表H(1)において、
 収入、費用に加算しているか

1. 公益目的保有財産

番号	財産の名称	場所	事業区分 ※
		面積、構造、物量等	事業番号
1	@@@国債		公 1
2	△△△社債		公 2
3	×××株式		公 1.2

評価損益等調整前当期経常増減額	△ 400,000
基本財産評価損益等	1,000,000
特定資産評価損益等	3,000,000
投資有価証券等評価損益等	△1,000,000
評価損益等計	3,000,000

加算している →	B
加算していない →	C

①

年度中の公益目的事業会計における収益(3~13欄)及び費用(15~19欄)を記載
※改訂前と同様

別表H(1) 当該事業年度末における
 公益目的取得財産残額

事業年度	自		法人コード	A025039
	至		法人名	公益財団法人テスト行政庁(宮城県)協会A

1. 公益目的増減差額

当該事業年度末日の公益目的増減差額(2欄+14欄-20欄)	1	0 円
-------------------------------	---	-----

注

時価法を適用する金融資産に対して、時価評価を反映した差額の加減を既に1欄において行っている場合は「レ」を記載します。

時価法を適用する金融資産を公益目的保有財産として保有している場合、公益認定取消し等の際には上記1欄の数字に、当該資産の取得時の価額(公益認定時の時価)と当該事業年度末の時価との差額を加減したものが当該事業年度末日の公益目的増減差額となります。なお、時価法を適用する公益目的保有財産を保有せずに1欄がマイナスとなる場合は、3欄から13欄に記載漏れ等の可能性があります。

前事業年度の末日の公益目的増減差額	2	
-------------------	---	--

2欄

注 : ・ 前ページ「B」に該当する法人(時価法財産を保有しており、その評価損益を反映している法人)は「**レ**」してください。

2欄 : ・ 「前事業年度の公益目的増減差額(1欄)」を確認し、転記してください。

※ ただし、**前事業年度の1欄がマイナスの値の場合、「0」を記載してください。**

①

年度中の公益目的事業会計における収益(3～13欄)及び費用(15～19欄)を記載
※改訂前と同様

当該事業年度に増加した公益目的事業財産			
計損益(上の計算の数値(公益目的事業会計))	寄付を受けた財産の額	3	500,000 円
	交付を受けた補助金等	4	500,000 円
	公益目的事業に係る対価収入	5	1,000,000 円
	収益事業等から生じた利益のうち公益目的事業財産に繰り入れた額	6	2,000,000 円
	社員が支払った経費の額【公益社団法人のみ記入】	7	0 円
	公益目的保有財産の運用益等(5欄に参入した額を除く)	8	0 円
	公益目的事業に係る引当金の取崩額	9	円
	公益目的保有財産に係る調整額(22欄-21欄)(マイナスの場合は零)	10	0 円
	合併により承継した他の公益法人の公益目的取得財産残額	11	円
その他の数値	認定等の日前に取得した不可欠特定財産の帳簿価額の増加額	12	円
	3欄～12欄の他、定款等の定めにより公益目的事業財産となった額	13	50,000 円
	当該事業年度に増加した公益目的事業財産の合計額(3欄～13欄の合計)	14	4,050,000 円

3～13欄

- ・ 公益目的事業会計における収益を所定の欄に記載してください。

13欄について

- ・ 改訂前と同様に、3～12欄に該当しない項目(「雑収益」等)を記載してください。
- ・ 法人会計から公益目的事業会計に他会計振替額がある場合、当該額も記載します。

注意事項

- ・ 年度中の収益額を漏れなく記載してください。
- ・ 経常外増加額も記載が必要です。
- ・ 指定正味財産から一般正味財産への振替額は記載不要です。

①

年度中の公益目的事業会計における収益(3～13欄)及び費用(15～19欄)を記載
 ※改訂前と同様

当該事業年度の公益目的事業費等			
計損 益 上計 の算 数書 値 (公益 目的 事業 会 社)	公益目的事業費の額 (財産の評価損等の調整後の額)	15	5,050,000 円
	15欄の他、公益目的保有財産に生じた費用及び損失の額	16	円
	15欄、16欄の他、公益目的事業の実施に伴って生じた経常外費用の額	17	円
	15欄～17欄の他、他の公益法人の公益目的事業のために寄附した財産の価額	18	円
その 他 の 数 値	公益目的保有財産に係る調整額(21欄-22欄)(マイナスの場合は零)	19	0 円
当該事業年度の公益目的事業費等の合計額 (15欄～19欄の合計)		20	5,050,000 円

15～19欄

- ・ 公益目的事業会計における費用を所定の欄に記載してください。

注意事項

- ・ 年度中の費用額を漏れなく記載してください。
- ・ 経常外費用額も記載が必要です。

② ①の結果、「1欄の額がマイナス」となる場合、『1欄=0』となる額を13欄に**加算**する。

1. 公益目的増減差額

当該事業年度末日の公益目的増減差額(2欄+14欄-20欄)	1	-1,000,000 円
-------------------------------	---	--------------

時価法を適用する金融資産に対して、時価評価を反映した差額の加減を既に1欄において行っている場合は「レ」を記載します。

①の結果、1欄が「-1,000,000」円となった場合、1欄が「0」円となるよう、13欄に金額を加算します。



その他の数値	公益目的保有財産に係る調整額(22欄-21欄)(マイナスの場合は零)	10	0 円
	合併により承継した他の公益法人の公益目的取得財産残額	11	円
	認定等の日前に取得した不可欠特定財産の帳簿価額の増加額	12	円
	3欄~12欄の他、定款等の定めにより公益目的事業財産となった額	13	1,050,000 円

13欄に金額を加算します。
 (1,050,000円の内訳(例))
 ・①において記載した雑収益 50,000円
 ・②として今回記載する額 1,000,000円



1. 公益目的増減差額

当該事業年度末日の公益目的増減差額(2欄+14欄-20欄)	1	0 円
-------------------------------	---	-----

時価法を適用する金融資産に対して、時価評価を反映した差額の加減を既に1欄において行っている場合は「レ」を記載します。

③

①・②の結果, 「1欄の額」が「公益目的3～6号財産の合計額」より小さい場合, 『1欄=公益目的3～6号財産の合計額』となる額を13欄に加算する。

①・②の結果, 1欄の額
0円

≦

公益目的の3～6号財産 合計額
2,000,000円

その他の数値	公益目的保有財産に係る調整額(22欄-21欄)(マイナスの場合は零)	10	0円
	合併により承継した他の公益法人の公益目的取得財産残額	11	円
	認定等の日前に取得した不可欠特定財産の帳簿価額の増加額	12	円
	3欄～12欄の他、定款等の定めにより公益目的事業財産となった額	13	3,050,000円
	当該事業年度に増加した公益目的事業財産の合計額(3欄～13欄の合計)	14	4,050,000円

13欄に金額を加算します。
(3,050,000円の内訳(例))

- ・①において記載した雑収益 50,000円
- ・②において記載した額 1,000,000円
- ・③として今回記載する額 **2,000,000円**

1. 公益目的増減差額

当該事業年度末日の公益目的増減差額(2欄+14欄-20欄)	1	2,000,000円
-------------------------------	---	------------

当該金額が, 改訂手引きの内容を適用した公益目的増減差額(1欄)になります。

◎ 時価法財産を反映していない法人について

2 欄について

前事業年度の末日の公益目的増減差額	2	-3,000,000 円
-------------------	---	--------------

前事業年度の1欄の額を転記してください。
※マイナスの値であっても「0」にしないでください。



時価評価損益の算定について

公益目的保有財産（別表C(2)の1）として保有している財産について、公益認定時の財産（公益認定後に取得した財産は取得時）の時価と、現在の時価を比較し、その評価損益を算定してください。

種類	認定時の時価	現在の時価	評価損益
@@@国債	10,000,000	15,000,000	+5,000,000
△△△社債	20,000,000	10,000,000	-10,000,000
×××株式	30,000,000	50,000,000	+20,000,000

時価評価損益の加算について

算定した評価損益の合計が**プラス**の場合：別表H(2)「3.公益目的保有財産の運用益等」のうち【公益目的増減差額に加算されるもの】に記入

3. 公益目的保有財産の運用益等		
【公益目的増減差額に加算されるもの】		
公益目的保有財産の名称	運用益等の内容	金額
		円 ←
		円

算定した評価損益の合計が**マイナス**の場合：別表H(1)「16欄」に記入

計損益	公益目的事業費の額 (財産の評価損等の調整後の額)	15	円
上計	15欄の他、公益目的保有財産に生じた費用及び損失の額	16	円 ←
の数書	15欄、16欄の他、公益目的事業の実施に伴って生じた経常外費用の額	17	円

上記加算後は、「P.11」以降に沿って作成してください。

※来年度以降、評価損益の反映の継続をお願いします。